

第3 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、マニュアル等に定めることとする。

各項目において、担当する主な部局を掲載しているが、当該部局のみでは対応しきれない状態になった場合は、高槻市対策本部事務局と協議・調整を行うものとする。

1 未発生期

状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等患者が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<p>目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 発生に備えて体制の整備を行う。 (2) 市内発生の早期確認に努める。
<p>対策の考え方：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、高槻市行動計画等を踏まえ、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 (3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国等から情報を継続的に収集する。

(1) 実施体制

ア 高槻市行動計画等の作成 【総務部・健康福祉部】

本市及び本市に所在する指定地方公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

イ 体制の整備及び国・府・他市町村との連携強化 【総務部・健康福祉部・関係部局】

(ア) 国においては、国の取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定の対策のフォローアップを進めることとなる。

(イ) 本市においては、国、府、他市町村、指定（地方）公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(ウ) 行動計画の作成、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、行政官等の養成等に関しては必要に応じて国や府の支援をうける。

(エ) 本市は、府が対策本部を立ち上げた際には、速やかに対策本部を立ち上げることができるよう体制を整備する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集【健康福祉部・関係部局】

国が収集する新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を速やかに把握する。

イ 通常のサーベイランス【健康福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局】

(ア) 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）

季節性インフルエンザについて、市内の指定届出機関（インフルエンザ定点医療機関）は患者発生の動向を把握し、保健所に報告する。

保健所は、報告のあった患者発生の動向について情報センターを経由し国立感染症研究所に報告し、全国的な流行状況の把握に寄与する。

(イ) ウイルスサーベイランス

市内の指定届出機関のうち、特定の医療機関（インフルエンザに係る病原体定点医療機関）は、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を検査するため検体を採取し、保健所は検体を地方衛生研究所に搬送する。地方衛生研究所は、検査を実施し、その結果を国立感染症研究所に報告し、国内におけるウイルスの性状の把握に寄与する。

(ウ) 入院サーベイランス

市内の指定届出機関のうち、特定の医療機関（基幹定点医療機関）は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の人数等を把握し、保健所に報告する。保健所は、情報センターを経由し国立感染症研究所に報告し、国内における重症化の状況の把握に寄与する。

(エ) 学校サーベイランス

市立の幼稚園、保育所、小学校、中学校等は、インフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖・休校等）を把握し、所管する市の担当課（保育幼稚園総務課、保健給食課等）に報告する。市の担当課は、欠席者の状況を保健所に報告する。保健所は情報センターを経由し国立感染症研究所に報告し、

国内における感染拡大の早期探知に寄与する。なお、実施期間は国の通知に基づく。

ウ 調査研究【健康福祉部】

本市は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう国及び府との連携等の体制整備を図る。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供【政策財政部・総務部・健康福祉部・関係部局】

- (ア) 本市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- (イ) 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等【政策財政部・総務部・市民生活部・健康福祉部・関係部局】

本市は、情報提供・共有の体制整備等の事前の準備として以下の対策を行う。

- (ア) 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
 - a 提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化
 - b 媒体：テレビや新聞等のマスメディアの活用、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関等の活用
- (イ) 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- (ウ) 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、情報提供の体制構築にいかす。
- (エ) 府や関係機関等とメールや電話を活用して、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。
- (オ) 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンターを設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

ア 対策実施のための準備

(ア) 個人における対策の普及 【総務部・健康福祉部・関係部局】

本市、学校・保育施設、福祉施設、事業者等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策についての知識の普及、理解の促進を図る。

a 基本的な感染予防対策例

- ・マスク着用
- ・咳エチケット
- ・手洗い
- ・うがい
- ・人混みを避ける等

b 発生期における基本的な感染対策例

- ・自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡する
- ・感染を広げないように不要な外出を控える
- ・マスクの着用等の咳エチケットを行う 等

また、本市は、府に協力して、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

(イ) 地域対策・職場対策の周知 【総務部・健康福祉部・関係部局】

本市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

また、府に協力して、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(ウ) 衛生資器材等の供給体制の整備 【総務部・健康福祉部】

政府行動計画において、国は、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立することとしており、本市においても適宜これらの情報を収集し、必要に応じて準備を行う。

(エ) 水際対策 【健康福祉部】

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、保健所において入国者（航空機同乗者等）に対して健康観察、疫学調査を行うこ

ととなるため、平時から検疫所との間で訓練や研修会を実施するなど連携を図る必要がある。本市においても必要に応じた対応を実施する。

(オ) 調査研究等 【健康福祉部・交通部】

公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼びかけなどが想定される。その運行については、国の調査研究に基づいて事業者の対応方針をさらに検討する。

なお、高槻市営バスは、指定（地方）公共機関に準じて必要な対策を検討する。

イ 予防接種

(ア) 登録事業者の登録 【総務部・健康福祉部・関係部局】

○ 登録事業者の登録は国において進められる。このため、国は、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、併せて、同要領の中で登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示することとなる。

○ 本市は、国が実施する事業者の登録申請の受付や登録事業者の登録について必要な協力を行う。

(イ) 接種体制の構築 【総務部・健康福祉部】

a 特定接種

本市は、特定接種の対象者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を図る。

b 市民に対する予防接種

(a) 国及び府の協力を得ながら、島本町と協力して特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、本市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

(b) 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

そのため、必要に応じて、国及び府から、技術的な支援を受けるものとする。

- (c) 速やかに接種することができるよう、高槻市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

国から接種体制の具体的なモデルが示された場合は、それを参考にする。

c 情報提供 【健康福祉部・関係部局】

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について国から情報収集し、市民に情報提供を行う等市民の理解促進を図る。

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備 【健康福祉部・消防本部】

- (ア) 本市及び島本町の圏域においては、保健所を中心として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、中核的医療機関を含む医療機関、警察、消防等の関係機関からなる対策会議を設置する。対策会議の関係者は密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。また、必要に応じて国及び府の支援を求める。

- (イ) 発生に備えて、府と連携を図りつつ、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、「大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関整備要綱」等に基づき、入院患者を受け入れる医療機関の体制を整備する。

また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

イ 近隣地域感染期に備えた医療の確保 【健康福祉部】

本市は、近隣地域感染期に備えて以下に留意し、医療の確保に取り組む。

- (ア) 国及び府と連携し、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成の支援に努める。

- (イ) 府と連携し、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関や協力医療機関のほか、指定地方公共機関を含む医療機関または地域の中核的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

- (ウ) 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握し、府と共有する。
 - (エ) 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加し、医療機関の収容能力を超える場合は、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。また、臨時の医療施設等について、府がリスト化する場合は、管内の情報を提供する。
 - (オ) 市内の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
 - (カ) 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ウ 手引き等の策定、研修等【総務部・健康福祉部・消防本部】
- (ア) 本市は、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送に関する手引き等を医療機関に周知する。
 - (イ) 本市は、国、府等と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。
- エ 医療資器材の整備【総務部・健康福祉部・消防本部】
- (ア) 本市は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。
 - (イ) 本市は、医療機関に必要な医療資器材を整備しておくよう要請する。
 - (ウ) 府は、個人防護具を帰国者・接触者外来を立ち上げる際に事前配付できるように備蓄しており、配付の際は、必要に応じて協力する。
- オ 検査体制の整備【健康福祉部】
- 国及び地方衛生研究所が整備する検査体制（新型インフルエンザの発生に備えた迅速診断キットの開発及びPCR 検査等を実施する体制の整備）について確認しておく。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**ア 業務計画等の策定 【総務部・健康福祉部・関係部局】**

(ア) 国及び府において、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。なお、本市は府と情報交換を行い、必要があれば本市に所在する指定（地方）公共機関の支援を行う。

(イ) 国において、指定（地方）公共機関及び登録事業者（以下「指定（地方）公共機関等」という。）の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を検討することとなっているため、必要に応じて国、府に弾力的運用について要請する。

イ 物資供給の要請等 【総務部・健康福祉部・関係部局】

発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送が確保されるよう、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等が、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制を整備するよう、国、府に指導を要請するとともに、本市においても可能な対策を行う。

ウ 要援護者への生活支援 【健康福祉部】

近隣地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

エ 火葬能力等の把握 【市民生活部】

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備し、府と情報共有を行う。

オ 物資及び資材の備蓄等 【総務部・健康福祉部・関係部局】

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

2 近隣地域外発生期

<p>状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・新型インフルエンザ等患者が発生したが、本市を含む近隣地域では患者が発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等の市内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 市内での発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、国、府等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 近隣地域内で発生した場合、市内において早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 近隣地域外での発生状況について注意喚起するとともに、地域内及び市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

本市の体制強化等【総務部・健康福祉部・関係部局】

- 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、高槻市健康危機管理対策本部（以下「健康危機管理本部」という）の事務局である危機管理室、保健所において、国、府、WHO、CDC（米国疾病予防管理センター）などの公的機関の情報や報道機関の情報などを基に、海外の事例からウイルスの毒性や

感染力の強弱などの知見を集約する。

必要に応じて、健康危機管理対策会議や健康危機管理連絡会議を開催し、海外発生にかかる情報を共有化し、各部局で国内発生に備えた準備を開始する。

- 政府対策本部が設置されると、府においても、府行動計画に基づき府対策本部が設置される。

なお、府対策本部が設置された際には、本市は設置要綱に基づき、速やかに高槻市対策本部を設置する。

- 国において、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、必要に応じて基本的対処方針を変更し、公示することとなる。

本市においては、変更された基本的対処方針の内容を関係機関に周知すると共に、必要に応じた対策を推進する。

- 海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 国際的な連携による情報収集等【健康福祉部・関係部局】

海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国が関係機関等及び発生国から得られた以下の情報等を、市民及び医師会等や医療機関に周知する。

- (ア) 病原体に関する情報
- (イ) 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- (ウ) 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

イ サーベイランスの強化等【健康福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局】

(ア) 保健所は、引き続き、インフルエンザに関する以下の通常サーベイランスを実施する。

- a 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）
- b ウイルスサーベイランス
- c 入院サーベイランス
- d 学校サーベイランス

(イ) 全数把握の開始

保健所は、国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む。）を診察した場合の届出を求める。

(ウ) 強化学校サーベイランス

保健所は、通常の学校サーベイランスの報告施設を大学、短大にまで拡大し（国が定める国内感染期には原則として中止）、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。インフルエンザ様疾患の集団発生があった場合には、海外渡航歴がない場合も含め、PCR検査等を行うことにより、いち早く新型インフルエンザの地域発生、流行を捉え、ウイルスの抗原性や抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、病原性の変化を把握する。（対象の拡大、PCR検査の実施等）

(エ) 強化ウイルスサーベイランス

全数把握患者及び強化学校サーベイランス等でのウイルス検査を実施する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供【政策財政部・総務部・健康福祉部・関係部局】

(ア) 海外の発生状況、現在の対策、国内で発生した場合に必要な対策等を、国及び府が提供する情報を迅速かつ詳細に市民に提供し、注意喚起を行う。

(イ) 高槻市対策本部、保健所及び市の広報担当者は、情報の集約、整理及び一元化を図る。対策の実施主体となる部署が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、高槻市対策本部が調整する。

イ 情報共有【政策財政部・総務部・健康福祉部・関係部局】

(ア) 国、府及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、対策の理由、プロセス等の共有を行う。

(イ) ホームページ及びメール等を通じた情報共有及び問い合わせ等に対するフィードバックにより、医療関係者との直接的な情報共有を行う。

ウ コールセンターの設置【市民生活部・健康福祉部】

(ア) 保健所の医師、保健師等の専門職が担当すべき他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、保健所以外の部署又は外部委託により運営するコールセ

ンターを設置し、国及び府が作成するQ&A等を参考に、市民からの一般的な相談を受ける。

なお、コールセンターは、新型インフルエンザ等のものだけでなく、新型インフルエンザ等がもたらす混乱にも対応できるよう生活相談等、広範な内容に対応する。

- (イ) コールセンター等に寄せられる問い合わせの内容を、適宜、国及び府に報告し、次の情報提供に反映する。

(4) 予防・まん延防止

ア 市内での感染拡大防止策の準備 【健康福祉部】

(ア) 国及び府と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく以下の準備を進める。

- ・患者への対応（治療・入院措置等）
- ・患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

(イ) 国及び府と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

イ 感染症危険情報の発出等 【総務部・健康福祉部】

海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、国は感染症危険情報を発出し、主に次の対応をとるものと想定されるため、本市においては、必要な情報を市民等に周知する。

- ・病原性の程度を踏まえ、渡航の延期を勧告するとともに、在外邦人に対し、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性等について情報提供を行う。
- ・海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。
- ・事業者に対して、必要に応じ、発生国への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。

ウ 水際対策 【健康福祉部】

新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、検疫所において海外渡航

者に対する検疫が実施され、感染者の発見と隔離、濃厚接触者の停留と健康観察が行われることから、停留場所の確保に係る情報提供や保健所における航空機同乗者等の健康観察などの対策に対して協力を行う。

エ 国からの情報提供 【総務部・健康福祉部・関係部局】

国は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行うとしており、本市においてはこれらの情報を活用し、必要な対策を実施する。

オ 予防接種 【総務部・健康福祉部】

a 特定接種

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定し、また、特定接種の総枠、その対象及び順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定めることとしている。

本市は、これらのことを踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員に対して、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

b 住民接種

本市は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を国が開始する際において、国と連携し接種体制の準備を行う。

また、集団的な接種を行うことを基本として、事前にマニュアル等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(5) 医療

ア 新型インフルエンザ等の症例定義 【健康福祉部】

本市は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を確認し、医療機関等の関係機関に周知する。

イ 医療体制の整備 【健康福祉部】

国からの要請に応じて、本市は、以下の体制等を整備する。

- (ア) 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来の設置を要請する。
- (イ) 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、管内の全医療機関において、院内感染対策を講じるよう要請する。
- (ウ) 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- (エ) 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を地方衛生研究所に搬送し、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。
- (オ) 感染者の入院治療に対応するため、感染症指定医療機関や協力医療機関等に患者の受入れのための準備を要請する。
- (カ) 感染が拡大して重症者が増えた場合に備えて、一般医療機関においても院内感染対策を講じた入院病床を確保しておくことが必要であることから、受入可能な病床数について把握するとともに、府と協力して管内医療機関に対して、受入病床数の拡充について協力を求める。
- (キ) 透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関を把握しておく。

ウ 医療機関等への情報提供【健康福祉部】

本市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

エ 帰国者・接触者相談センターの設置【健康福祉部】

国からの要請に応じて、以下の体制等を整備する。

- (ア) 保健所は、帰国者・接触者相談センターを設置する。
- (イ) 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

オ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等【総務部・健康福祉部・消防本部】

保健所は、国及び府と連携し、府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与ができるよう協力する。

カ 患者の搬送・移送体制の確立【健康福祉部・消防本部】

本市は、市内での患者発生に備えて、消防本部と情報共有を図り、保健所が患者の移送体制の整備を図るとともに、移送を行う。

入院措置が行われる患者が増加し、保健所による移送では対応しきれない場合は、消防本部との協力が不可欠なため、事前に協議し、患者の搬送及び移送体制の確立を図る。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応【総務部・健康福祉部・関係部局】

(ア) 市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。

(イ) 指定（地方）公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び府と連携し、事業継続に向けた準備を行う。また、国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。

また、国において、指定（地方）公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。

なお、本市は府と情報交換を行い、必要があれば本市に所在する指定（地方）公共機関等の支援を行う。

イ 遺体の火葬・安置【市民生活部】

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備する。

ウ 市民・事業者への呼びかけ【市民生活部・産業環境部・関係部局】

(ア) 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(イ) 市民に対し、外出制限等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

3 近隣地域発生早期

<p>状態</p> <p>・本市または近隣地域で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>【参考】</p> <p>※国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>(地域未発生期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>(地域発生早期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> </td> </tr> </table>	<p>(地域未発生期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p>	<p>(地域発生早期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p>(地域未発生期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p>		
<p>(地域発生早期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>		
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 		
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われ、積極的な感染拡大防止策等をとる。 2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 近隣地域感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 		

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更【総務部・健康福祉部・関係部局】

国において、基本的対処方針の変更が行われ、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針について公示があった場合には、府対策本部の対応を注視すると共に、高槻市対策本部会議において庁内関係部署と、また、対策会議において関係機関と情報共有を行い、必要な対策を実施する。

イ 緊急事態宣言の措置【総務部・健康福祉部】

緊急事態宣言は国において行われるが、これは、緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示される。

ウ 高槻市対策本部における情報共有【総務部・健康福祉部・関係部局】

高槻市対策本部会議を開催し、基本的対処方針等の情報を共有し、必要な対策を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス【健康福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局】

(ア) サーベイランス体制の強化

a 近隣地域未発生期に引き続き、医療機関の協力を得て、以下のサーベイランスを実施する。

- (a) 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）
- (b) 入院サーベイランス
- (c) 新型インフルエンザ患者等の全数把握
- (d) 強化学校サーベイランス（国が定める国内感染期には、短大、大学への報告施設の拡大は原則として中止）
- (e) 強化ウイルスサーベイランス

b 本市は、国が医療機関等に対して新型インフルエンザ等患者の臨床情報や治療に関する有用な情報を収集することに協力する。

- c 本市は、国から提供される国内の発生状況等の情報を迅速に関係機関等に周知する。国及び府と連携し、必要な対策を実施する。

イ 調査研究【健康福祉部】

保健所は、市内で発生した患者について、初期の段階において、国から積極的疫学調査チームが派遣された場合は、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供【政策財政部・健康福祉部・関係部局】

本市は、関係機関と連携し、以下の情報提供を行う。

- (ア) 国及び府と連携して、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- (イ) 個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。
- (ウ) 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- (エ) 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ等から、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行い、次の情報提供に反映する。
- (オ) 患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、府及び各保健所設置市であらかじめ決定した基準及び手順で公表する。
- (カ) 府が、感染拡大防止のために行う臨時休業の要請等について、必要に応じて、患者情報等を提供する。

イ 情報共有【総務部・健康福祉部・関係部局】

国及び府と連携して、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。

ウ コールセンター等の体制充実・強化【市民生活部・健康福祉部】

- (ア) 本市は、コールセンター等の体制を充実・強化する。(人員、相談時間等)
- (イ) 本市は、国及び府がQ&Aを改訂した場合は、迅速にコールセンター等で活用する。

(4) 予防・まん延防止

ア 国内での感染拡大防止策【総務部・健康福祉部・関係部局】

- (ア) 近隣地域発生早期(府内発生早期)となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(健康観察、外出自粛要請等)などの措置を行う。
- (イ) 業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する
 - ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する
 - ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する

イ 水際対策【健康福祉部】

水際対策として、国において実施している検疫については、状況に応じて縮小する事が想定されるものの、本市は、検疫所等から依頼があった場合には、引き続き健康観察を実施する。

ウ 予防接種【健康福祉部】

近隣地域外発生期の対策を継続し、特定接種を進める。また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種は、国の決定に基づき実施する。なお、特定接種が終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。

(住民接種)

(ア) 住民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、国において、接種順位を決定される。本市においては、国からパンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、国及び府に接種に関する情報提供を開始する。

(イ) 本市は、接種の実施に当たり、国及び府と連携して、保健所・保健センター・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置【総務部・健康福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局・関係部局】

(ア) 府の対策

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合には、府は上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じて、以下の対策を実施することになるため、本市は必要に応じて府に要請するものとする。

a 外出制限等

府は、必要に応じ本市等と意見交換を行い、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえた期間を定め、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。

b 施設の使用制限（学校、保育所等）

府は、必要に応じ本市等と意見交換を行い、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

府は、要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、府は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

c 施設の使用制限（上記、b以外の施設）

府は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

府は、上記の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。

府は、特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、府は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(イ) 住民接種

本市は、住民接種について基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 医療体制の整備【健康福祉部・消防本部】

本市は、近隣地域外発生期に引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。

また、患者等が増加してきた場合において、帰国者・接触者外来での診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行するよう国からの要請があった場合や本市が移行を判断した場合は、医師会及び医療機関等と連携のうえ、速やかに実施する。

イ 患者への対応等【健康福祉部】

保健所は、国及び府と連携し、以下の対策を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。ただし、患者発生を覚知した時点で感染症指定医療機関等の収容人員を超過する事態も想定されるので、その場合は軽症患者は自宅待機してもらおう等柔軟に対応する。

患者に自宅待機してもらおう場合の目安は、基本的対処方針に従うものとする

が、明示されていない場合は、「発症した日の翌日から7日を経過するまで、または、解熱した日の翌々日までのいずれか長い方」とする。

(イ) 必要と判断した場合には、地方衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するもので、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

(ウ) 医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合には、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関に移送する。

なお、濃厚接触者は接触日（患者が発症した日）の翌日から7日を経過するまでの自宅待機を原則とする。

ウ 医療機関等への情報提供【健康福祉部】

本市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

エ 抗インフルエンザウイルス薬の使用【健康福祉部】

府が、抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用について、府内の医療機関に対して要請した場合は、本市においても要請の周知・徹底を行う。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置【健康福祉部・関係部局】

府域（本市を含む）において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、府が、以下の対策を講じる。

・ 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するための措置を講じる。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応【総務部・健康福祉部・関係部局】

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ【市民生活部・産業環境部・関係部局】

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置【総務部・市民生活部・健康福祉部

産業環境部・水道部・関係部局】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

その際、国においては、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。

なお、本市は府と情報交換を行い、必要があれば本市に所在する指定（地方）公共機関等の支援を行う。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

なお、本市は府と情報交換を行い、必要があれば本市に所在する指定（地方）公共機関等の支援を行う。

水道事業者及び指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

なお、本市は府と情報交換を行い、必要があれば本市に所在する指定（地方）公共機関等の支援を行う。

（エ） サービス水準に係る市民への呼びかけ

国において把握した事業者のサービス提供水準に係る状況について、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

（オ） 緊急物資の運送等

国及び府において、緊急の必要がある場合に、以下の対応を行うため、本市は府と情報交換を行い、必要があれば本市に所在する指定（地方）公共機関等の支援を行う。

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

（カ） 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（キ） 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう高槻警察に要請する。

4 近隣地域感染期

<p>状態</p> <p>・本市または近隣地域において新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</p> <p>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</p> <p>【参考】</p> <p>※国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <p>(地域未発生期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>(地域発生早期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>(地域感染期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</p> </td> </tr> </table>	<p>(地域未発生期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p>	<p>(地域発生早期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>	<p>(地域感染期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</p>
<p>(地域未発生期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p>			
<p>(地域発生早期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>			
<p>(地域感染期)</p> <p>各都道府県で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</p>			
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。 			
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、府等と連携し本市において必要な対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 			

7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更 【総務部・健康福祉部・関係部局】

国において、基本的対処方針の変更が行われ、国内感染期に入ったこと及びその対処方針について公示があった場合には、府対策本部の対応を注視するとともに、高槻市対策本部会議において庁内関係部署と、また、対策会議において関係機関と情報共有を行い、必要な対策を実施する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置 【総務部・健康福祉部・関係部局】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 高槻市対策本部における情報共有

高槻市対策本部会議を開催し、基本的対処方針等の情報を共有し、必要な対策を実施する。

(イ) 他の地方公共団体による代行、応援等

本市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができない恐れがある場合においては、特措法の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を検討する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス 【健康福祉部】

(ア) 全数把握

国の方針が発出された場合又は市内での患者数が概ね百人程度に増加した段階で、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、原則として中止する。なお、患者の感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階では、感染状況、症例の特徴、入院患者数や重症化等の情報を踏まえ、中止を検討する。

(イ) 患者発生サーベイランス及び入院サーベイランス
引き続き実施する。

(ウ) ウイルスサーベイランス及び学校サーベイランス
通常の体制に戻す。

イ 情報収集【健康福祉部、関係部局】

(ア) 引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

(イ) 国から提供される国内の発生状況等の情報を迅速に関係機関に周知する。
国及び府と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供【政策財政部・健康福祉部・関係部局】

本市は、情報提供について、以下の対策を行う。

(ア) 国及び府と協力して、引き続き、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・
機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、
対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリ
アルタイムで情報提供する。

(イ) 国及び府と協力して、引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解
しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があるこ
とを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった
場合の対応（受診の方法等）を周知する。

(ウ) 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

(エ) 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ等を踏まえて、市民
や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供
に反映する。また、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせの
内容を、必要に応じて国及び府に報告する。

(オ) 患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、
府及び各保健所設置市で、あらかじめ決定した基準及び手順で公表する。

イ 情報共有【総務部・健康福祉部・関係部局】

高槻市対策本部は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ
双方向の情報共有を強化し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流
行や対策の状況を的確に把握する。

ウ コールセンター等の継続【市民生活部・健康福祉部】

- (ア) 本市は、コールセンター等の運営を継続する。
- (イ) 本市は、国及び府が、Q&Aを改訂した場合は、迅速にコールセンター等で活用する。

(4) 予防・まん延防止

ア 市内での感染拡大防止策【総務部・健康福祉部・関係部局】

- (ア) 業界団体等を経由し又は直接市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。
 - ・ 事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨と職場における感染予防策の徹底を要請する。
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
 - ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
- (イ) 医療機関に対し、近隣地域感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国がその期待される効果を評価した上で継続の有無を決定するのを待って判断する。
- (ウ) 近隣地域感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(健康観察、外出時肅要請等)は中止する。

イ 水際対策【健康福祉部】

近隣地域発生早期の記載を参照(53ページ)

ウ 予防接種 【健康福祉部】

国からのワクチン供給を受け、本市は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置 【総務部・健康福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局・関係部局】

(ア) 府の対策

府域において、緊急事態宣言がなされ、かつ、患者数の拡大に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、府は上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を実施することになるため、本市は必要に応じて府に要請するものとする。

a 外出制限等

府は、必要に応じ本市等と意見交換を行い、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

b 施設の使用制限（学校、保育所等）

府は、必要に応じ本市等と意見交換を行い、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

府は、要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、府は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

c 施設の使用制限（上記、b以外の施設）

府は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。

府は、上記の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。

府は、特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、府は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(イ) 住民接種

本市は、特措法第46条に基づく、住民接種を進める。

(5) 医療

ア 患者への対応等【健康福祉部】

本市は、国及び府と連携し、以下の対策を行う。

- (ア) 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、あらかじめ新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。
- (イ) 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- (ウ) 医師が在宅で療養する患者に対する電話診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断した場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
- (エ) 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

イ 医療機関への情報提供【健康福祉部】

本市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

ウ 在宅で療養する患者への支援【健康福祉部・関係部局】

本市は、国及び府と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置【総務部・健康福祉部・関係部局】

府域（本市を含む）において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策

に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じて、以下の対策を講じる。

- (ア) 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するための措置を講じる。
- (イ) 本市は府と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設の設置について検討する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応 【総務部・健康福祉部・関係部局】

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ 【市民生活部・産業環境部・関係部局】

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置 【総務部・市民生活部・健康福祉部

・産業環境部・水道部・関係部局】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 業務の継続等

指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。

各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

- (イ) 電気及びガス並びに水の安定供給
近隣地域発生早期の記載を参照 (57ページ)
- (ウ) 運送・通信・郵便の確保
近隣地域発生早期の記載を参照 (57ページ)
- (エ) サービス水準に係る国民への呼びかけ
国において把握された事業者のサービス提供水準に係る状況について、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。
- (オ) 緊急物資の運送等
近隣地域発生早期の記載を参照 (58ページ)
- (カ) 物資の売渡しの要請等
府において、以下の対応をとることになるため、本市においては、府と意見交換を行い、必要に応じた対応を実施する。
- ・ 対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
 - ・ 特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。
- (キ) 生活関連物資等の価格の安定等
市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
 - ・ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、マニュアル等で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

- (ク) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援
在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- (ケ) 犯罪の予防・取締り
近隣地域発生早期の記載を参照。（58ページ）
- (コ) 埋葬・火葬の特例等
- ・ 可能な限り火葬炉を稼働させる。
 - ・ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
 - ・ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例が定められたため、この特例に基づき必要な対応を実施する。
 - ・ 府において、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

5 小康期

状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
<p>目的：</p> <p>1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更【総務部・健康福祉部・関係部局】

国において、基本的対処方針の変更が行われ、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針について公示があった場合には、高槻市対策本部会議において庁内関係部署と、また、対策会議において関係機関と情報共有を行い、必要な対応方針を変更する。

イ 緊急事態解除宣言【総務部・健康福祉部】

国が緊急事態措置の必要がなくなったとして解除宣言を行った際において本市は、関係機関や市民にその旨を周知する。

「緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、

府対策本部長が速やかに決定するものである。

ウ 対策の評価・見直し 【総務部・健康福祉部・関係部局】

本市では、対策に関する評価を行い、政府行動計画、府行動計画を参考に行動計画、ガイドライン等の見直しを行う。

エ 対策本部の廃止 【総務部・健康福祉部】

市町村は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市町村対策本部を廃止することとなる。なお、本市においては、要綱に基づき、府対策本部の廃止の時期も参考にして対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス 【健康福祉部】

本市は、通常のサーベイランスを継続するとともに、再流行を早期に探知するため、ウイルスサーベイランス及び学校サーベイランスを再び強化する。(通常のサーベイランスについては、未発生期の対応を参照)

イ 情報収集 【総務部・健康福祉部・関係部局】

本市は、国内での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国、府及び国際機関等を通じて必要な情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供 【政策財政部・健康福祉部・関係部局】

(ア) 本市は、国及び府と協力して、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(イ) 本市は、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。必要に応じて、国及び府に問合せ等の内容を提供する。

イ 情報共有 【総務部・健康福祉部・関係部局】

本市は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の

情報共有の体制を維持し、国及び府が示す第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を庁内各課等で共有する。

ウ コールセンター等の体制の縮小【市民生活部・健康福祉部】

本市は、状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防接種【健康福祉部】

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置【健康福祉部】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

ア 医療体制【健康福祉部】

本市は、国及び府と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

イ 抗インフルエンザウイルス薬【健康福祉部】

国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置【総務部・健康福祉部・関係部局】

府域（本市を含む）において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ・ 必要に応じ、近隣地域感染期に講じた措置を適宜、縮小・中止する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ 【総務部・健康福祉部・関係部局】

必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置 【総務部・健康福祉部・関係部局】

(ア) 業務の再開

国において、以下の対応をとることになるため、本市は、国や府の状況を踏まえ、必要に応じた対応を実施する。

- ・ 事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ・ 指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

(イ) 緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 市内の状況等を踏まえ、近隣地域感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、国や府の動向も踏まえ、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。
- ・ 国や府と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置の縮小・中止する。